



**提出書類** (確認欄 ) としてご活用ください。)

受取口座を変更する場合や代理人手続きを行う場合は、次の書類を下部に貼付もしくは同封してください。  
(表面に記載の支給口座から変更がない場合は貼付不要)

**<受取口座を変更する場合>**

**受取口座を確認できる書類 (通帳の見開き部分やキャッシュカード) の写し**

※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ) が確認できるもの

**受取口座本人の確認書類の写し**

(1種類で本人確認ができるもの)

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・マイナンバーカード・在留カード(写真あり)・療がい者手帳・療育手帳 など

(2種類で本人確認するもの)

健康保険証・介護保険証・共済組合員証・年金手帳・年金証書 など

※いずれも有効期限内のものに限ります。

**<代理手続きの場合>**

**代理人の受取口座を確認できる書類の写し**

**代理人の本人確認書類の写し**

**世帯主 (手続・受給) の本人確認書類の写し**

**代理人と世帯主との関係を示す書類 (登記簿 (証明書) などの) の写し**

※世帯構成者 必要。

ここに必要書類を  
貼り付けてください

**世帯主以外の方による手続・請求・受給の代理について**

※代理手続を行う場合は、「代理手続を行う場合」の欄に必要事項を記入してください。  
(「世帯主氏名」欄は、世帯主が自署されることを基本としますが、記名の場合は必ず押印してください。)

**①世帯主の代わりに世帯構成者が代理人となる場合**

●同一世帯の構成者(住民票の世帯員)であれば、価格高騰緊急支援給付金(市独自支援)の代理申請が可能です。また、世帯構成者名義の金融機関口座であれば、当該給付金の受取口座として利用することが可能です。(令和4年(2022年)9月30日時点での手続・受給者の属する世帯の世帯構成者に限ります)

- 必要書類**
- 支給要件確認書
  - 世帯主の本人確認書類の写し
  - 代理人の受取口座の通帳等の写し
  - 代理人の本人確認書類の写し

**②世帯構成者以外の方が代理人となる場合**

●法定代理人(成年後見人、未成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人ならびに補助人など)  
●親族その他の平素から手続・受給者本人の身の回りの世話をしている方などで八尾市長が特に認める方

- 必要書類**
- 支給要件確認書
  - 世帯主の本人確認書類の写し
  - 代理人の受取口座の通帳等の写し
  - 代理人の本人確認書類の写し
  - 代理人と世帯主の関係を示す書類(登記簿(証明書)などの)の写し

※詳しくは、八尾市臨時特別給付金コールセンター ☎072-922-090までお問合せください。

**【金融機関名、金融機関コードについて】**

支給要件確認書の【受取口座記入欄】を記入の際は、次のことにご注意ください。

**金融機関名、金融機関コード**

右表の金融機関名・金融機関コードをご参照の上、記入してください(右記にない金融機関を指定いただいてもかまいません)。

**支店名、支店コード**

通帳に記載されている支店名、支店コードを正しく記入してください。

**<ゆうちょ銀行を選択される方へ>**

ゆうちょ銀行の口座は「記号(5桁)と番号(8桁以内)」を記入してください。

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0294	三井住友信託銀行
0005	三菱UFJ銀行	0572	徳島大正銀行
0009	三井住友銀行	1635	大阪シティ信用金庫
0010	りそな銀行	1636	大阪商工信用金庫
0158	京都銀行	1643	永和信用金庫
0159	関西みらい銀行	2540	大同信用組合
0161	池田泉州銀行	7156	グリーン大塚養蚕信用組合
0162	南都銀行	7164	大塚中河内養蚕信用組合
0163	紀陽銀行	9900	ゆうちょ銀行

**【個人情報の取扱いについて】**

※この支給要件確認書ならびに添付書類に記載された個人情報は、「八尾市個人情報保護条例」に基づき、当該給付金の給付事業を行う上で必要な範囲にのみ利用し、厳正に管理・処分します。